

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 秋山博 外19名
被告 群馬県知事 外1名

準 備 書 面 (8)

平成18年7月14日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被告群馬県知事指定代理人

小 山 喜 一



同

岩 崎 弘



同

新 井 敏



同

村 上 行 正



同

奥 野 幸 二



同

齊 藤 一 之



同

後 藤 和 也



同

田 口 伸 也



同

木 村 芳 雄



同

都 木 文 隆



同

荒 井 唯



同

縫島 良一 

同

飯島 幸弘 

被告群馬県企業管理者指定代理人

武井 公仁 

同

坂庭 秀 

同

高橋 知 

目 次

- 1 利水に関する負担金及び繰出金についての原告らの主張の要旨
 - (1) 原告らが違法と主張する負担金及び繰出金（公金の支出）
 - (2) 負担金及び繰出金支出の違法事由
- 2 ハッ場ダム建設事業計画と利水に関する負担金及び繰出金の納付手続
 - (1) ハッ場ダム建設事業についての計画
 - (2) 負担金及び繰出金の納付手続（公金の支出）
- 3 制度目的を逸脱した濫用の訴訟であること
- 4 財務会計法規上の義務違反がないこと
 - (1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
 - (2) 水特法負担金、基金負担金、繰出金
- 5 群馬県に損害は発生しないこと
(別紙)
- 1 群馬県企業管理者の財務会計行為（水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からの公金の支出）
 - (1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金
 - ①水道事業会計（特別会計）
 - ②工業用水道事業会計（特別会計）
 - (2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金
 - ①水道事業会計
 - ②工業用水道事業会計
 - (3) (財)利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金
 - ①水道事業会計
 - ②工業用水道事業会計
- 2 群馬県知事の財務会計行為（一般会計からの繰り出し）
一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金

原告らの平成17年（2005年）12月9日付け原告準備書面（3）のうち、治水に関する負担金（地方負担金）に関する主張については、被告らの準備書面（7）の第2（5頁）以下に反論したとおりであるが、本準備書面においては、利水に関する負担金及び繰出金に関する主張について反論する。

1 利水に関する負担金及び繰出金についての原告らの主張の要旨

原告らは、以下の（1）の負担金及び繰出金の支出（公金の支出）は、（2）の理由により違法であると主張する。

（1）原告らが違法と主張する負担金及び繰出金（公金の支出）

ア 群馬県企業管理者が、特定多目的ダム法7条に基づき、国土交通大臣の納付の通知等により、水道事業会計及び工業用水道事業会計から国庫に納付する八ッ場ダム建設費負担金に係る公金の支出（なお、原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う平成15年9月10日から平成16年9月9日までのものは、別紙1の（1）のとおりである。）

イ 群馬県企業管理者が、水源地域対策特別措置法12条1項に基づき、水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から群馬県（一般会計）に納付する「八ッ場ダムに係る水源地域整備計画」に基づく事業に要する費用の負担金に係る公金の支出（なお、原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う平成15年9月10日から平成16年9月9日までのものは、別紙1の（2）のとおりである。）

ウ 群馬県企業管理者が、水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）から財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対して納付する八ッ場ダム建設に伴う利根川・荒川水源地域対策基金事業に要する経費等の負担金に係る公金の支出（なお、原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う平成15年9月10日から平成16年9月9日までのものは、別紙1の（3）のとおりである。）

エ ハッ場ダム建設事業に係る費用に充てるため、群馬県知事の所管する一般会計から群馬県企業管理者が所管する水道事業会計（特別会計）に対する出資金等の繰り出し（なお、原告らが地方自治法242条の2第1項4号の義務付け請求訴訟の対象としてその適否を争う平成15年9月10日から平成16年9月9日までのものは、別紙2のとおりである。）

(2) 負担金及び繰出金支出の違法事由

- ① 国（国土交通大臣）の実施する事業によりハッ場ダムが建設されても、群馬県の利水上の利益はない（地方財政法4条1項違反）。
- ② 群馬県においては大幅な水余りが生じており、確保した水が売れる見込みがない（地方財政法3条2項、地方公営企業法17条の2第2項違反）。
- ③ 群馬県企業管理者等は、ハッ場ダムに関する利水上の権利を確保する必要性を随時適時に再評価し、その評価結果を政策に反映させる義務を怠っている（政策見直し義務違反）。
- ④ ハッ場ダム建設予定地は、中和生成物の堆積等によりハッ場ダムの堆砂が早期に進行すること、ダムサイト地盤の脆弱性等から安全性が確保されていないこと、地滑りの危険があること、貴重な環境の破壊をもたらすこと等経済的、社会的損失をもたらす有害な事業である（地方財政法4条1項違反）。

2 ハッ場ダム建設事業計画と利水に関する負担金及び繰出金の納付手続

原告らの主張に反論するに先だち、被告らの準備書面（1）に述べたハッ場ダム建設事業に関する計画の概要と被告らの準備書面（3）に述べた利水に関する負担金及び繰出金の納付手続について、以下その要旨を再述する。

(1) ハッ場ダム建設事業についての計画

ア（概要）ハッ場ダム建設事業は、利根川水系吾妻川の群馬県吾妻郡長野原町に多目的ダムを建設することにより、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の景観に配慮した流量の増加（治水：流水の正常な機能の維持

と増進)並びに水道用水及び工業用水の確保(利水:都市用水の補給)を図るものであり、この事業は、これらの河川の河川管理者である国土交通大臣が、八ッ場ダムの建設に関する基本計画を作成し、国(国土交通省)が事業主体となって実施しているものである。

- イ(特定多目的ダム法関係)国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成又は変更に当たっては、特定多目的ダム法4条4項の規定に基づき、関係行政機関の長(財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣。各大臣は平成13年1月6日以後のもの)に協議し、関係都県知事(議会の議決を要す。)及びダム使用権設定予定者の意見をきいて、策定(昭和61年7月10日)又は変更(平成13年9月27日及び16年9月28日)している。

その基本計画には、特定多目的ダム法4条2項に基づき、ダム使用権設定予定者や建設に要する費用及びその負担に関する事項などが定められており、また、河川法59条、60条1項及び63条1項の規定に基づく国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担額と特定多目的ダム法7条1項の規定に基づくダム使用権設定予定者(群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市(群馬県)、北千葉広域水道企業団(千葉県)及び印旛郡市広域市町村圏事務組合(千葉県))の負担額がそれぞれ定められている。

- ウ(河川法関係)八ッ場ダムは、利根川水系の河川管理者である国土交通大臣が、改正前河川法16条1項の規定に基づき定めた利根川水系工事实施基本計画(平成4年4月7日の第5回改定時)において、利根川上流部について八ッ場ダム等を建設し、下流の洪水調節等を図るとともに、各種用水の補給を行うものと位置付けられている。

- エ(水資源開発促進法関係)八ッ場ダム建設事業は、国土交通大臣(平成13年1月5日以前は内閣総理大臣)が、水資源開発促進法4条の規定に基づき、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣等に協議し、かつ関係都県知事

及び国土審議会の意見をきいて、閣議決定を経て決定した昭和51年4月の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に位置付けられ、昭和63年2月及び平成13年9月の変更を経て、現在に至っている。

(2) 負担金及び繰出金の納付手続（公金の支出）

ア 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金

ダム使用权の設定予定者が負担する特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の根拠と国庫への納付手続については、被告らの準備書面（3）（7～9頁、16・17頁、群馬県における手続については26～32頁）に述べたとおりである。

特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の国庫への納付は、群馬県に対する国土交通大臣の納付の通知と歳入徴収官の納入の告知に基づき、群馬県企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からなされる。群馬県企業管理者やその専決権者は、県議会で議決された予算に基づいて同額を支払うものであり、予算執行の段階でこの額を増減する裁量の余地はない。仮にこの建設負担金を納付期限までに納付しなければ、法令上の義務違反となり、特定多目的ダム法36条の規定により、国税滞納処分の例によって滞納処分を受けることとなる。

イ 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金

水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金（以下「水特法負担金」という。）の根拠と納付手続については、被告らの準備書面（3）（9～13頁、17・18頁、群馬県企業局における手続については32～35頁）で述べたとおりである。

水特法負担金の支出は、整備事業の事業主体を代表する群馬県からの負担金の請求と納入通知書を受けて、群馬県企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）及び工業用水道事業会計（特別会計）からなされる。これらの支出は、「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」、「利根川水系吾妻川八ッダムに係る水源地域整備事

業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」及び「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書等に伴う覚書」によって義務付けられているものであり、また、県議会で議決された予算に基づいて執行するものであって、予算執行の段階で群馬県企業管理者やその専決権者には、この額を増減する裁量の余地はない。

ウ 財団法人利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川・荒川基金」という。）の実施する事業に対する負担金（以下「基金負担金」という。）の根拠と納付手続については、被告らの準備書面（3）（13～15頁、18・19頁、群馬県企業局における手続については35～38頁）に述べたとおりである。

利根川・荒川基金は、関係都県間で締結された当該年度の細目協定書に基づき、「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」の負担率に応じて、基金負担金を関係都県に請求し、群馬県では、群馬県知事と群馬県企業管理者等との間で締結された協定書に基づき、群馬県企業局等がその協定書で定められた負担率に応じた額を支出している。負担者である群馬県企業管理者は上記協定書に基づいた請求額の納付義務を負うものであり、また、群馬県企業管理者やその専決権者は県議会で議決された予算に基づいて執行するものであって、予算執行の段階でこの額を増減する裁量の余地はない。

エ 一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金

八ッ場ダム建設事業の費用に充てるため、地方公営企業法18条1項及び総務省自治財政局長通知に定められている繰り出しの基準に基づいて行われている一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰り出しの根拠と手続については、被告らの準備書面（3）（23～25頁）に述べたとおりである。

この繰り出しは、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、市町村等の水道事業者に水道用水を安定的に供給し、県民の日常生活に

必要不可欠な水道用水を確保するために必要な資金として、群馬県知事の所管する一般会計から群馬県企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）に対して繰り出しているものであるが、県議会で議決された予算に基づいて繰り出されるものであり、群馬県知事やその専決権者には、予算執行の段階でその額を増減する裁量の余地はない。

以下、項を分けて原告らの主張する前記1（2）の①ないし④に対し反論する。

3 制度目的を逸脱した濫用の訴訟であること

(1) この点については、被告の準備書面（5）（10～12頁）、同（7）（10頁）において既に述べたとおりである。

(2) 原告らが挙げる前記①ないし④の違法事由なるものは、④を除きいずれも群馬県に関する事由ではあるが、八ッ場ダム建設事業は、これまで繰り返し述べ、また、本準備書面の2（1）でその概要を述べたように、国（国土交通省）が事業主体となって実施している事業であり、原告らの主張は形式上群馬県企業管理者（専決権者）及び群馬県知事（専決権者）による利水に関する建設費負担金の納付及び繰出金の繰り出し、あるいは水特法負担金や基金負担金の支出の適否を対象としてはいても、実質的には住民訴訟の対象とはならない国の事務しかも訴訟をもって争うことのできない八ッ場ダム建設に関する国土交通大臣の各計画の適否を争うものであって、明らかに住民訴訟の制度目的を逸脱したものであり、濫用の訴訟である。

4 財務会計法規上の義務違反がないこと

原告らが違法であると主張する前記1（1）のアないしエの財務会計行為（公金の支出のうち、まずアの群馬県企業管理者の特定多目的ダム法7条の建設費負担金国庫への納付について述べ、その後イないしエの水特法負担金、基金負担金、出資金の繰り出しについて言及することとする。

なお、以下の主張は、被告らの準備書面（５）（１４～１７頁）をふえんするものである。

（１）特定多目的ダム法７条に基づく建設費負担金

ア 原告らは、前記①ないし④の違法事由により、国土交通大臣の納付の通知等は違法無効であるから、群馬県企業管理者（専決権者）のこれに基づく特定多目的ダム法７条の建設費負担金の国庫への納付は違法であると主張しているようである。

しかし、本準備書面の２（詳細は被告らの準備書面（１）、同（３））に述べたように、八ッ場ダム建設事業は、国ほか利根川水系の治水に利害を有する関係都県や必要な新規都市用水を八ッ場ダムに求める地方公共団体の総合的な政策判断により、国が事業主体となって実施しているものであって、原告ら群馬県民の一部が、群馬県では水余りで利水上の必要性がない等と主張するからといって、上記八ッ場ダム建設事業に関する国土交通大臣の各計画やこれに基づく同大臣の建設費負担金の納付の通知等、さらに群馬県議会の予算の議決までもが当然違法無効となるというようなことはあり得ることではない。すなわち、外形上客観的に一見して看取し得るような重大かつ明白な瑕疵が存在するといえないことは自明だからである。

群馬県は、原告らの主張いかんにかかわらず、国土交通大臣の納付の通知等に拘束されるのであり、その通知等に記載された金額と同額の負担金を納付しなければならず、したがって、納付の通知等による金額について議決された予算により群馬県企業管理者（専決権者）が行った特定多目的ダム法７条の建設費負担金の国庫への納付は適法であって、財務会計法規上の義務違反が生じる余地はあり得ないのである。なお、この点については、被告の準備書面（７）（６・７頁、１０・１１頁）に述べたところと基本的に変わるものではない。

イ この点につき、原告らは、群馬県企業管理者（専決権者）が、八ッ場ダム建設事業からの撤退又は利水参画量の変更（減量）等の是正措置をとらず

に、漫然と国土交通大臣の納付の通知等に従って建設費負担金を納付したことが財務会計法規上の義務に違反する違法なものであると主張しているようでもあるので、この点にふれておくこととする。

- a ダム使用権の設定予定者が撤退や利水参画量の減量を求める場合、国土交通大臣のダム建設基本計画の変更を経なければならず、この場合、国土交通大臣は、特定多目的ダム法4条4項に基づき、関係行政機関の長への協議、関係都県知事に対する意見聴取（当該都県の議会の同意を含む。）、ダム使用権設定予定者の同意を経た上で、ダム建設に関する基本計画の変更をすることができるのであって、それがなされた場合に、事業からの撤退や利水参画量の減量が可能となるものであり、ダム使用権設定予定者の一存で自由に撤退や減量ができるものではない。

群馬県企業管理者（専決権者）の建設費負担金の国庫への納付は、国土交通大臣の策定した基本計画及び納付の通知等をその原因とするものであり、群馬県が仮にダム使用権の設定申請取下げの意思表示を一方向的にしたとしても、国土交通大臣による基本計画の変更と納付の通知等に変更がない限り、建設負担金の国庫への納付はしなければならないのであり、したがって、この点で財務会計法規上の義務違反が生じる余地はないのである。

- b また、ダム使用権設定予定者が、事業からの撤退又は利水参画量の減量を行うことによりダム建設事業が縮小された場合は、撤退するダム使用権設定予定者は不要支出額（特定多目的ダム法施行令6条の2）と残存事業者の投資可能限度額（同施行令6条の3）を超えた分を、また、利水参画量を減量したダム使用権設定予定者は計画変更後の多目的ダムの建設費用に対する負担分及び不要支出額等を、負担しなければならない（同施行令1条の2第2項）。そして、撤退者が既に納付した負担金の額が撤退に伴い負担することとされた事業の縮小に伴う不要支出額等の額を超える場合は、既に納付した負担金の額から不要支出額等を控除した額が還付される（令14条の2第2号）。

このように、事業から撤退し又は利水参画量を減量したからといって、既に納付した負担金が還付されるというものではなく、撤退等が必ずしもダム使用权設定予定者たる地方公共団体の損害・損失の回復・軽減につながるとはいえないのである。

- c いずれにせよ、このような撤退等の措置をとるか否かは、諸般の事情を考慮した利水行政上の総合的な政策判断によるものであり、国土交通大臣の納付の通知等に基づいて国庫への納付が義務付けられている群馬県企業管理者の建設費負担金の支出それ自体は、その点の政策判断のいかんにかかわらず適法なのであって、撤退等の措置と財務会計法規上の措置とは直接関係がないのである。

ウ 上記したように、群馬県企業管理者の建設費負担金の国庫への納付は適法な公金の支出であることは明かであるが、念のため、原告らの主張する①ないし④の違法事由について、個別的に検討することとする。

- a まず①及び②の群馬県は水余りであるから利水上の利益はなく、水が売れる見込みもないという主張についてである。

この①、②の事由は、そもそも財務会計法規上の義務とは無関係の主張である上、群馬県に発生する財産上の損害と直接結びつくものではなく、その損害と因果関係のある主張ではないので、主張自体失当のものである。

また、およそ安定した県民生活のため、供給能力に余裕のある上水道、工業用水道の水源を確保し、あるいはそのための施設の建設をしたからといって、一般にこれを違法な事業計画だなどといえるものではない（例えば、将来の交通量予測をもとに都市計画道路の幅員を例えば100mとするか50mとするかあるいはそれ以下とするか等は政策判断に委ねられており、当不当の問題はあり得ても、一般に交通量予測を超えた幅員の道路だから違法だなどといえるものではない。）。その意味で、この主張は政策の当否の議論を出るものではなく、的確な違法事由の主張となっておらず（なお、この種の政策論争についての直接参政制度としては、地方自治法

は75条の事務監査請求を予定している。)、主張自体失当のものである。

原告らは、この①、②の事由を挙げて、地方財政法4条1項、同法3条2項、地方公営企業法17条の2第2項に違反すると主張するが、地方財政法4条1項については、被告らの準備書面(5)(21~24頁)、同(7)(12頁)に述べたとおりであり、また、地方財政法3条2項については、被告らの準備書面(5)(24~26頁)に述べたとおりであるので、ここでは、地方公営企業法17条の2第2項について述べることとする。

地方公営企業法17条の2は、地方公共団体が経営する「企業」に関し、同法3条に規定する企業としての経済性を発揮させるため、原則として企業経営に伴う収入をもってその経費を負担するように求め、他方で、その性質上収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計等で出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担すべき旨を規定しているものである。同条は、主として企業会計の一般会計からの分離独立を図るという基本原則を訓示した規定であり、一般会計に対する予算編成上の基本原則を示したものである。そのため、仮に経費の負担区分違反があったとしても、そのこと自体が直ちに違法となるものではなく、もとより地方公共団体全体からみて当該地方公共団体に損害をもたらすものではない。したがって、原告らの同法17条の2第2項違反の主張は、地方財政法4条1項、同法3条2項の主張を含め、主張自体失当なものである。

なお、被告らの準備書面(1)(13・14頁)で述べたように、群馬県企業局県央第二水道及び東部地域水道の受水水道事業体(県央及び東毛地域の11市町村(平成18年8月からは13市町村))と東毛工業用水道の給水エリア(伊勢崎市及び東毛地域の7市町村)に立地する企業では、既に水需要が発生していることから、現在、暫定豊水水利権により、上水道に関しては計画取水量の50%(毎秒0.992立方メートル)、工業用水に関しては計画取水量の約59%(毎秒0.208立方メートル)を

取得し、これを上水道用水として受水水道事業者に用水供給するとともに、工業用水として東毛地域の企業に供給している。原告らの①、②の利水上の利益はない等の主張は、このような理由によっても失当である。

- b 次に③の主張は、これも財務会計法規上の義務とは無関係の主張である上、それによって群馬県に現実の財産上の損害が発生するわけではなく、損害と何ら因果関係がないため、主張自体失当のものである。

原告らは、群馬県企業管理者による特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金の支出について、群馬県企業管理者には、当初申請（昭和60年11月）のみならず、その後の状況変化等に応じて、本件八ッ場ダムによる利水上の権利を確保する必要があるとする群馬県の政策判断を、随時、適時に再度評価し、かかる再評価に従ってその評価結果を群馬県の政策に反映すべき義務があるところ、群馬県企業管理者は、かかる政策見直し義務に違反していると主張している。

しかし、まず原告らが群馬県企業管理者に政策見直し義務があるとする法的根拠が不明であるが、仮に行政機関が行う政策の評価に関する法律を根拠とするのであれば、当該法律は国の機関を対象とするものであって（同法2条）、都道府県（群馬県企業管理者）に適用はない。

また、群馬県企業管理者は、ダム使用権設定申請者として、八ッ場ダムに参画している県央第二水道及び東部地域水道について、近年の水需要の減少に伴い必要な見直しを行い、平成16年9月の八ッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更の際し、参画水量を1日最大260,900立方メートル（毎秒3.02立方メートル）から1日最大172,800立方メートル（毎秒2.00立方メートル）に減量しているのであり（被告らの準備書面（1）（13頁）参照）、何ら見直しをせず漫然と支出しているので違法との原告らの主張はその前提に誤りがあり、失当である。

- c さらに④の主張は、被告の準備書面（7）（11頁）に述べたように、本件での群馬県の財産上の損害を無理矢理作出するための主張のようであ

る。その主張が失当であることは、被告の準備書面（５）（２７・２８頁）に述べたとおりである。

（２）水特法負担金、基金負担金、繰出金

ア 原告らのこれら負担金、繰出金の支出の違法事由として掲げるものは、前記した特定多目的ダム法７条の建設費負担金のそれと同じであって、これら負担金、繰出金に即した個別的な違法事由の主張（例えば、当該負担金の流用等）ではない。

およそ水特法負担金及び基金負担金は、国土交通大臣のダム建設基本計画を前提とするものであり、上記（１）のイに述べたとおりダム使用权設定予定者が事業からの撤退又は利水参画量の減量を行い、それにより協定等の変更がなされない限り、協定等に定められた負担金の支出が義務付けられているものである（なお、原告らは、整備事業や基金事業に係る事業そのものについての個別的な主張はしていない。）。したがって、原告らが挙げる違法事由によって、水特法負担金、基金負担金の支出が違法になるということはありません。

一般会計から水道事業会計（特別会計）への繰り出しについても同じであって、その繰り出し自体に何ら問題はないのである。

イ 原告らが挙げる①ないし④の違法事由は、前記（１）ウの a ないし c に述べたように、いずれも失当のものであり、したがって、同じ事由を挙げて違法であると主張する水特法負担金、基金負担金及び繰出金の支出（公金の支出）については、何ら違法とされるところはないのである。

ウ なお、これら負担金等について付言しておくこととする。

水源地域対策特別措置法は、ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等により、関係住民の生活の安定等を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。八ッ場ダムに係る同計画に基づく水源地域整備事業の実施にあたり、群馬県企業局はその経費の一部

を同法12条1項に基づいて負担するものであり、利水上の必要性から八ッ場ダムにダム使用権設定予定者として参画している以上、水源地域整備事業に要する経費を負担することに何ら違法とされる余地はない。

財団法人利根川・荒川水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り緩和するため、前述の水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備事業を補完しつつ、水没関係住民の生活安定及び水没関係地域の振興のために必要な助成事業などを実施するものである。ダム使用権設定予定者として参画していることから、水没関係住民の生活安定と水没関係地域の振興のため、助成事業等を行う必要性があり、そのための経費を負担するのに何ら違法とされる余地はない。

一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する出資金の繰り出しについては、地方公営企業法18条1項に基づき、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を目的として、総務省自治財政局長通知に定められている繰り出しの基準に基づいて行っているものである。市町村等の水道事業者は水道用水を安定的に供給し、県民の日常生活に必要不可欠な水道用水を確保するために必要な資金として、群馬県知事の所管する一般会計から群馬県企業管理者の所管する水道事業会計（特別会計）に対して出資金を繰り出すことに、何ら違法とされる余地はない。

5 群馬県に損害は発生しないこと

この点については、被告らの準備書面（5）（17～19頁）に述べたとおりである。もっとも、群馬県に発生する財産上の損害という観点からみれば、唯一上記④の主張が損害と因果関係のある主張といえるかもしれないが、その主張が失当であることは、被告らの準備書面（5）（27・28頁）、同（2）（22・23頁）に述べたとおりである。

以上

(別紙)

1 群馬県企業管理者の財務会計行為(水道事業会計(特別会計)及び工業用水道事業会計(特別会計)からの公金の支出)

(1) 特定多目的ダム法7条に基づく建設費負担金(平成15年9月10日から平成16年9月9日まで)

① 水道事業会計

ア 15年度(第3四半期分)

項目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	2,950,908,000円 △349,451,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	15年11月12日	国土交通大臣	129,919,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	15年11月25日	国土交通省大臣官房会計課長	129,919,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年11月28日	企業管理者	129,919,000円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	15年12月1日	企業管理者<水道課長>	129,919,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	15年12月12日	企業管理者(企業出納員)	129,919,000円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項)

イ 15年度(第4四半期分)

項目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	2,950,908,000円 △349,451,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年2月3日	国土交通大臣	178,639,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年2月9日	国土交通省大臣官房会計課長	178,639,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年2月13日	企業管理者	178,639,000円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	16年2月13日	企業管理者<水道課長>	178,639,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	16年2月27日	企業管理者(企業出納員)	178,639,000円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項)

ウ 15年度(変更増額分)

項 目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	2,950,908,000円 △349,451,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年2月24日	国土交通大臣	35,315,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年3月12日	国土交通省大臣官房会計課長	35,315,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年3月4日	企業管理者	35,315,000円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	16年3月19日	企業管理者<水道課長>	35,315,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	16年3月31日	企業管理者(企業出納員)	35,315,000円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項)

エ 16年度(第1四半期分)

項 目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	1,756,951,000円 △268,930,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年6月1日	国土交通大臣	240,711,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年6月14日	国土交通省大臣官房会計課長	240,711,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年6月10日	企業管理者	240,711,000円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	16年6月24日	企業管理者<水道課長>	240,711,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	16年6月30日	企業管理者(企業出納員)	240,711,000円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項)

オ 16年度(第2四半期分)

項 目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	1,756,951,000円 △268,930,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年7月28日	国土交通大臣	200,592,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年8月12日	国土交通省大臣官房会計課長	200,592,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年8月9日	企業管理者	200,592,000円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	16年8月16日	企業管理者<水道課長>	200,592,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	16年8月31日	企業管理者(企業出納員)	200,592,000円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項)

② 工業用水道事業会計 ア 15年度(第3四半期分)

項 目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	188,342,000円 △6,368,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	15年11月12日	国土交通大臣	12,733,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	15年11月25日	国土交通省大臣官房会計課長	12,733,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	15年11月20日	企業管理者<事業部長>	12,733,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の3第3号>
支出命令	15年12月3日	企業管理者<水道課長>	12,733,000円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	15年12月12日	企業管理者(企業出納員)	12,733,000円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項)

イ 15年度（第4四半期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	188,342,000円 △6,368,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年2月3日	国土交通大臣	17,508,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年2月9日	国土交通省大臣官房会計課長	17,508,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年2月12日	企業管理者＜事業部長＞	17,508,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	16年2月23日	企業管理者＜水道課長＞	17,508,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年2月27日	企業管理者（企業出納員）	17,508,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項）

ウ 15年度（変更増額分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	188,342,000円 △6,368,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年2月24日	国土交通大臣	3,445,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年3月12日	国土交通省大臣官房会計課長	3,445,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年2月27日	企業管理者＜水道課長＞	3,445,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項8号＞
支出命令	16年3月17日	企業管理者＜水道課長＞	3,445,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年3月31日	企業管理者（企業出納員）	3,445,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項）

エ 16年度（第1四半期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	219,000,000円 △7,051,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年6月1日	国土交通大臣	23,618,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年6月14日	国土交通省大臣官房会計課長	23,618,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年6月9日	企業管理者＜事業部長＞	23,618,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	16年6月21日	企業管理者＜水道課長＞	23,618,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年6月30日	企業管理者（企業出納員）	23,618,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項）

オ 16年度（第2四半期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	219,000,000円 △7,051,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付の通知	16年7月28日	国土交通大臣	19,681,000円	特定多目的ダム法施行令11条の3
納入の告知	16年8月12日	国土交通省大臣官房会計課長	19,681,000円	会計法6条、予算決算及び会計令29条
支出負担行為	16年8月3日	企業管理者＜事業部長＞	19,681,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	16年8月17日	企業管理者＜水道課長＞	19,681,000円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年8月31日	企業管理者（企業出納員）	19,681,000円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項）

(2) 水源地域対策特別措置法12条1項に基づく負担金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで）

① 水道事業会計
ア 15年度（第1回分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	2,950,908,000円 △349,451,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	15年9月10日	知事	47,272,000円	覚書3条1項並びに個別覚書2条及び3条
納入通知書	15年9月10日	知事	47,272,000円	財務規則44条1項
支出負担行為	15年9月11日	企業管理者	43,070,045円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	15年9月12日	企業管理者＜水道課長＞	43,070,045円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	15年9月30日	企業管理者（企業出納員）	43,070,045円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

イ 15年度（第2回分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	2,950,908,000円 △349,451,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	16年1月13日	知事	52,995,200円	覚書3条2項並びに個別覚書2条及び3条
納入通知書	16年1月13日	知事	52,995,200円	財務規則44条1項
支出負担行為	16年1月13日	企業管理者	48,284,515円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	16年1月13日	企業管理者＜水道課長＞	48,284,515円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年1月30日	企業管理者（企業出納員）	48,284,515円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

② 工業用水道事業会計
ア 15年度(第1回分)

項目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	188,342,000円 △6,368,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	15年9月10日	知事	47,272,000円	覚書3条1項並びに個別覚書2条及び3条
納入通知書	15年9月10日	知事	47,272,000円	財務規則44条1項
支出負担行為	15年9月11日	企業管理者	4,201,955円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	15年9月12日	企業管理者<水道課長>	4,201,955円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	15年9月30日	企業管理者(企業出納員)	4,201,955円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項) 請求額と支出金額の差額は水道事業会計で負担。

イ 15年度(第2回分)

項目	年月日(平成)	権限者<専決権者>(受任者)	金額	根拠法令等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会(当初予算議決) 知事(補正予算)	188,342,000円 △6,368,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	16年1月13日	知事	52,995,200円	覚書3条2項並びに個別覚書2条及び3条
納入通知書	16年1月13日	知事	52,995,200円	財務規則44条1項
支出負担行為	16年1月13日	企業管理者	4,710,685円	地方公営企業法8条1項・9条
支出命令	16年1月13日	企業管理者<水道課長>	4,710,685円	地方公営企業法8条1項・9条 <企業局財務規程4条の4第1項9号>
支出(納付)	16年1月30日	企業管理者(企業出納員)	4,710,685円	地方公営企業法27条 (同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項) 請求額と支出金額の差額は水道事業会計で負担。

《負担の根拠》

- ・「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」
(「整備事業の事業主体である群馬県並びに、長野原町及び吾妻町を代表する群馬県(甲)」と関係都県である茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県が平成8年2月22日付けで締結)
- ・「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」
(甲と関係都県が同日付けで締結)
- ・「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書等に伴う覚書」
(群馬県と群馬県企業局及び藤岡市が同日付けで締結)

(3) (財) 利根川・荒川水源地域対策基金事業に関する負担金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで）

① 水道事業会計
ア 15年度（後期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	2,950,908,000円 △349,451,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	15年12月2日	知事	4,943,810円	企業局協定書3条
納入通知書	15年12月2日	知事	4,943,810円	財務規則44条1項
支出負担行為	15年12月12日	企業管理者＜事業部長＞	4,504,360円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	15年12月15日	企業管理者＜水道課長＞	4,504,360円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	15年12月22日	企業管理者（企業出納員）	4,504,360円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

イ 15年度（還付分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
還付通知	16年3月19日	知事	▲10,744円	
戻入通知・納入通知書	16年3月23日	企業管理者＜水道課長＞	▲9,789円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号・95条＞
戻入領収	16年3月29日	企業管理者（企業出納員）	▲9,789円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 還付額と領収金額の差額は工業用水道事業会計で領収。

ウ 16年度（前期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	1,756,951,000円 △268,930,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	16年7月6日	知事	8,957,239円	企業局協定書3条
納入通知書	16年7月6日	知事	8,957,239円	財務規則44条1項
支出負担行為	16年7月9日	企業管理者＜事業部長＞	8,161,040円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	16年7月12日	企業管理者＜水道課長＞	8,161,040円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年7月20日	企業管理者（企業出納員）	8,161,040円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 請求額と支出金額の差額は工業用水道事業会計で負担。

② 工業用水道事業会計 ア 15年度（後期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	188,342,000円 △6,368,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	15年12月2日	知事	4,943,810円	企業局協定書3条
納入通知書	15年12月2日	知事	4,943,810円	財務規則44条1項
支出負担行為	15年12月12日	企業管理者＜事業部長＞	439,450円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	15年12月15日	企業管理者＜水道課長＞	439,450円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	15年12月22日	企業管理者（企業出納員）	439,450円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 請求額と支出金額の差額は水道事業会計で負担。

イ 15年度（還付分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
還付通知	16年3月19日	知事	▲10,744円	
戻入通知・納入通知書	16年3月23日	企業管理者＜水道課長＞	▲955円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号・95条＞
戻入領収	16年3月29日	企業管理者（企業出納員）	▲955円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 還付額と領収金額の差額は水道事業会計で領収。

ウ 16年度（前期分）

項 目	年月日（平成）	権限者＜専決権者＞（受任者）	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	16年3月22日 17年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	219,000,000円 △7,051,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
請求書	16年7月6日	知事	8,957,239円	企業局協定書3条
納入通知書	16年7月6日	知事	8,957,239円	財務規則44条1項
支出負担行為	16年7月9日	企業管理者＜事業部長＞	796,199円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の3第3号＞
支出命令	16年7月12日	企業管理者＜水道課長＞	796,199円	地方公営企業法8条1項・9条 ＜企業局財務規程4条の4第1項9号＞
支出（納付）	16年7月20日	企業管理者（企業出納員）	796,199円	地方公営企業法27条 （同法28条・13条2項・企業局財務規程5条1項） 請求額と支出金額の差額は水道事業会計で負担。

＜負担の根拠＞

- ・財団法人利根川、荒川水源地域対策基金業務方法書第8条
- ・「利根川水系八ッ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の間で平成2年8月1日付けで締結）
- ・「協定書（以下「企業局協定書」という。）」（知事及び企業管理者が平成2年8月18日付けで締結）

2 群馬県知事の財務会計行為（一般会計からの繰り出し）

一般会計から水道事業会計（特別会計）に対する繰出金（平成15年9月10日から平成16年9月9日まで）

項 目	年月日（平成）	権限者 <専決権者>	金 額	根 拠 法 令 等
予算措置	15年3月12日 16年3月31日	県議会（当初予算議決） 知事（補正予算）	310,720,000円 △42,720,000円	地方自治法211条 地方自治法180条1項
納付通知	16年3月16日	企業管理者	請求額 268,000,000円	地方公営企業法18条1項 総務省自治財政局長通知（15.4.21付け総財公第31号）
支出負担行為	16年3月25日	知事 <衛生食品課長>	268,000,000円	地方自治法232条の3<財務規則4条1項2号>
支出命令	16年3月25日	知事 <衛生食品課長>	268,000,000円	地方自治法232条の4第1項 <財務規則4条1項2号>
支出（繰出）	16年3月31日	出納長	268,000,000円	地方自治法232条の4第2項、財務規則82条